

別紙

下関市魚食の普及推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、本市が関門海峡、周防灘及び響灘の三方を海に囲まれ、水産都市として発展してきたこと並びに豊かな自然及び歴史の中で特有の魚食文化が形成されてきたことに鑑み、魚食の普及に関し、基本理念を定め、市及び事業者等の役割等を明らかにすることにより、魚食の普及推進に関する施策を総合的に推進し、もって本市水産業の持続的発展を図るとともに、市民の健康づくり及び食育の推進並びに郷土への愛着及び誇りの醸成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 魚食 水産物及び水産加工品（以下「水産物等」という。）を食することをいう。
- (2) 事業者等 漁業、水産物卸売業、水産食料品製造業、小売業、宿泊業又は飲食サービス業を営む者及びこれらに関する団体をいう。

(基本理念)

第3条 魚食の普及は、本市が身近な場所において旬の新鮮な水産物を入手できる環境であることに鑑み、水産物等の地産地消を推奨することを旨として、推進されなければならない。

- 2 魚食の普及は、水産業が本市の基幹産業として将来にわたって発展していくために、水産物等に係る生産、流通、消費、学術研究等の様々な視点、立場等を踏まえて、推進されなければならない。
- 3 魚食の普及は、海、河川及び湖の豊かさを守り、持続可能な生産消費形態を確保することを旨として、推進されなければならない。
- 4 魚食の普及は、水産物等が健全な食生活の実現のために重要なものであることに鑑み、食育と一体的に推進されなければならない。
- 5 魚食の普及は、市、事業者等及び市民による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 魚食に関する知識の普及及び啓発のための広報活動
- (2) 学校給食その他の子どもたちに対する魚食の機会の提供
- (3) 前2号に掲げるもののほか、魚食の普及に必要な施策

2 市は、事業者等及び市民が実施する魚食の普及に関する取組を支援するよう努めるものとする。

（事業者等の役割）

第5条 事業者等は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項ができるように配慮し、魚食の普及に関する取組を自主的かつ主体的に実施するよう努めるものとする。

(1) 市民が水産物等を手軽に購入することができるための環境整備

(2) 地元産及び旬の水産物等の魅力を効果的に伝えるための製造及び販売の手法の検討

(3) 市が実施する魚食の普及に関する施策への協力

（市民の協力）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、市及び事業者等が実施する魚食の普及に関する施策、取組等に協力するよう努めるとともに、魚食の習慣化及び栄養バランスに配慮した食生活に努めるものとする。

（魚食の日）

第7条 市は、魚食についての関心及び理解を深めるとともに、水産物等の消費の拡大を図るため、魚食の日を設ける。

2 魚食の日は、次に掲げる日とする。

(1) 毎月3日から7日までの日（さかなの日）

(2) 2月9日（ふくの日）

(3) 9月4日（くじらの日）

(4) 11月15日（かまぼこの日）

(5) 11月23日（あんこうの日）

（個人の嗜好及び意思の尊重）

第8条 市、事業者等及び市民は、この条例の施行に当たっては、個人の嗜好及び意思を尊重するものとする。

附 則

この条例は、令和7年10月15日から施行する。